

# 関係審議会の動向と意見発信の状況

## 国の審議会における協会の主な発言(一部抜粋)

### 第12回 中医協 費用対効果評価専門部会・薬価専門部会・保険医療材料専門部会合同部会(H30.11.21開催) (出席:吉森理事)

**議題** 費用対効果評価に関する検討について

**発言** 分析実施中の協議については、中立性を確保する観点から、分析開始後に新たな臨床試験の結果が公表された場合など予見が困難なケースなど限定的な運用をする必要があり、公的分析班と企業は直接接触しないなど、透明性・中立性を担保する仕組みづくりが必要。

### 第19回 中医協 診療報酬調査専門組織 医療機関等における消費税負担に関する分科会(H30.11.21開催) (出席:吉森理事)

**議題** 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の整理(案)について

**発言** 補てんのバラつきがマクロベースではほぼカバーされるとしても、ミクロベースで解決できない状況があるということから、過去の経緯を勘案して今後消費税が更に引き上げとなる可能性があることを踏まえると、診療報酬に上乘せする形で補てんする方式は限界は限界と言わざるを得ない。

### 第13回 中医協 費用対効果評価専門部会・薬価専門部会・保険医療材料専門部会合同部会(H30.12.5開催) (出席:吉森理事)

**議題** 費用対効果評価に関する検討について

**発言** 費用対効果評価に関わる公的实施体制の強化を図り、そのための継続的かつ安定的な人材供給体制を担保するためには、現時点での実現可能性は別として、たとえば大学院の修士課程など一定の学位を取得でき、学会や企業などからの評価も得られるような仕組みを厚生労働省も含め国全体で整備することも、ひとつの有効な方法になると考える。



## 国の審議会における協会の主な発言(一部抜粋)

### 第164回 介護給付費分科会(H30.11.22開催)(出席:安藤理事長)

**議題** 介護人材の処遇改善について

**発言** 事業所内での配分に当たっては、経験・技能のある介護職員、他の介護職員、その他の職種の順に配分するのが妥当。ただし、ガイドラインの策定は必要と考える。

### 第165回 介護給付費分科会(H30.12.12開催)(出席:安藤理事長)

**議題** 介護人材の処遇改善について

**発言** 介護職員の処遇改善は、介護職員の賃金水準が他産業に比べて低く、人材確保の障壁となっていることから、これを改善するために実施するという考え方が基本であり、その上で、介護職員の中でも特に経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、事業所の判断で、介護職員以外の職員の処遇改善も可能とするものであると理解している。その観点から、配分比率など一定のルールを設定することは必要であると考え。

ただし、経験・技能のある介護職員の中に、「月額8万円の処遇改善となる者」または「改善後の賃金が年収440万円以上となる者」に該当する方を1名以上設定することとされているが、事業所内で不公平が生じないかなどという観点で懸念があるため、しっかりと議論すべき。